

議会のうごき

大館市議会臨時会

大館市清掃条例がきました

去る、11月6日から開かれた大館市議会臨時会は、11月13日、昭和39年度大館市一般会計補正予算案など、22件の議案を修正可決し8日間の日程をおわりました。今回の議会において、一般会計の総額は、849,772千円となり当初予算より41,895千円の増額になつております。これは、12月1日から操業開始したし尿処理場の管理運営に必要な経費1,619千円はじめ、市民体育館にできた暖房設備に伴う経費997千円、失業対策事業として5,473千円、農業団体の育成費、無点灯部落解消のための経費3,563千円、その他、松木橋、小茂内川などの土木災害復旧事業費として1,765千円などが増額のおもな内容になつています。

教育委員の任命については、去る9月30日をもつて任期が満了した伊藤経雄氏、および坂上正一氏の後任について提案され、その結果、伊藤経雄氏が再任され、引きつづき教育長に互選されました。また、坂上氏の後任には前市会議員、武茂信雄氏が新たに任命されております。

その他、国民健康保険特別会計補正予算案などの特別会計、し尿処理場に関する条例案、公立大館病院組合規約の一部変更などが原案どおり可決されております。

今号では、昭和38年度から2ヶ年継続事業として沼館地区に建設中のし尿処理場が完成しましたので、これに伴なつて今までの清掃条例を全部改正し、新たに衛生都市としてその名にふさわしい街づくりの一環として大館市清掃条例が12月1日からまとめております。

この条例の全文を掲載し、市民各位のご協力をお願いする次第です。

(趣旨)

第1条

この条例は、清掃法第2条第1項の規定に基づき、市が行なう清掃事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第2条

特別清掃地域の土地または建物の占有者（占有者がいる場合は、管理者とする以下同じ）は、その土地または建物内の汚物を清掃して清潔を保つとともに、便所および汚物容器を衛生的に維持管理しなければならない。

(容器の設置)

第3条

占有者は、その土地または建物から排出した汚物のうち、みずから処分しないものについては、ごみ、燃えがらなどをふたのある容器に集め、市の収集に容易なところにおかなければならない。

(汚物容器の取扱い)

第4条

前条の汚物容器の維持管理は、次の各号の規定によるものとする。

- ① 汚物を収容し、または搬出するとき以外は、つねにふたを閉じておき、ねずみ、はえなどおよび雨、雪、水などが入らないようにすること。
- ② 法定伝染病患者の排せつ物またはその排せつ物が附着した物で、消毒を施さないものおよび土塊または石など、その他清掃作業を困難にし、または、清掃施設をそこなうおそれがある物を入れないこと。
- ③ 汚物の収集および搬出に便利であつて環境衛生上支障がなく、かつ、道路交通の障害にならないところにおくこと。

(汚物の処分)

第5条

大館市清掃条例

占有者は、その土地または建物内の汚物のうち、焼却、埋没などの方法により容易に衛生的な処分をすることができる汚物は、なるべくみずから処分するよう努めなければならない。

(汚物処理命令のできる範囲)

第6条

法令7条第1項の規定（清掃法）により、市長が汚物の処理を命ずることができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 多数の者が出入する土地または建物の占有者。
- (2) 多数の者が勤務する土地または建物の占有者。
- (3) 業務上多数の汚物を生ずる土地または建物の占有者。

(特殊の汚物)

第7条

市長は、特別清掃地域内の工場、事業場などで生ずる次の各号に定める汚物について当該工場、事業場などの経営者に對し、自己処理を命ずることができる。

- (1) 有毒性物質を含む物。
 - (2) 危険性がある物。
 - (3) はなはだしく悪臭を発する物。
 - (4) その他清掃作業を困難にし、または、清掃施設をそこなうおそれがある物。
- 2 前項に規定する汚物の処理の方法およびその施設については、市長の承認を得なければならない。

(家畜の汚物の処理)

第8条

家畜などの飼育により生ずる汚物は、その飼育者または管理人が衛生的に処理しなければならない。

(犬、ねこなどの死体の処理)

第9条

犬、ねこなどの死体をみずから処理することができないときは、その処理を市長に委託することができる。

(大掃除の実施)

第10条

建物の占有者は、毎年春および秋の市長の定める日に、土地、建物全般にわたって大掃除を実施しなければならない。

- 2、前項の大掃除の実施の日割および区域は、実施の日の15日前まで告示するものとする。

(汚物取扱業者の許可)

第11条

法第15条第1項の規定（清掃法）により、汚物取扱いの業を行なうとする者は、市長に許可申請書を提出して許可を受けなければならない。

- 2、前項の規定により許可を受けた者（以下「取扱業者」という）が許可を受けたのち、その内容の一部もしくは全部を変更しようとするときもまた同様とする。

(許可書の交付)

第12条

市長は、前条の規定により汚物取扱業を行なうこととを許可したときは、許可証を交付する。

- 2、取扱業者は、前項の許可書を失しまたは破損したときは、その理由を市長に届け出て、許可書の再交付を受けなければならない。

- 3、第1項の許可証の有効期間は2年とする。

(営業の休止または廃業の届出)

第13条

取扱業者は、その営業の全部または一部を休止し、または廃業しようとするときは、30日前までに市長に届け出なければならない。

(次頁へつづく)